

2月16日 東地申第39号

その①

「公平・公正な過半数代表者の選出を求める申し入れ」 団体交渉を行う!

1. 2019年4月に改正された労働基準法施行規則に則り過半数代表者選挙は公平・公正に行うこと。

回答:過半数代表者選出に関する手続きは、労働基準法施行規則第6条の2に基づき行っている。

冒頭「公平・公正な過半数代表者の選出について認識を確認する」

(組合) 各種法令や総務部長名での掲示に基づき「公平・公正」に実施していくという認識で良いか。

(会社) 労働基準法施行規則第6条の2に基づき「公正・公平」に行っている。

しかし

池袋駅では、立候補期間中に体調不良で立候補用紙を直接提出することが難しいため、選挙事務が“特例”にて電話で立候補を認めた事象が発生!

公正・公平に行われていないことを会社に指摘し、議論を行う!

組合

問題点

- 立候補届けの提出要件を満たしていない。
- 電話で立候補を受け付けたことを支社は把握しているのか。
- 職場では、全社員に周知されていないため、認知もされていない。
- 立候補届けが出されていないのに、所信表明は出されている。

主張

**透明性が全くない! 会社都合で行われ、納得感がないため、公平・公正ではない!
選挙に不備があるため、選挙ではなく「信任投票」を行うべきだ!**

会社

- 支社として電話での立候補の受付を認めた。
 - コロナ禍の状況もあり、様式に全てを網羅することは難しいと考えている。
 - 立候補の機会を奪うことは、公正・公平ではない。
 - 大切なのは、所信表明が貼られていて、みんなが見れる状態である。など
- 不測の事態について社員周知がなかったことは真摯に受け止めるも、運用に不備はないため、公平・公正に行われている認識である。**

「信任投票を行う認識がない」と回答!

選挙を行った場合は「無効」を求めることを通告!

➤➤ その②へつづく

2月16日 東地申第39号

その②

「公平・公正な過半数代表者の選出を求める申し入れ」 団体交渉を行う!

2. 過半数代表者選挙実施のため、設置される選出事務は一般社員からも希望を募り、投票用紙の配布や投票時の立会い、開票作業などの選出方法に関する手続きに参加させること。

回答:過半数代表者選出に関する手続きは、労働基準法施行規則第6条の2に基づき行っている。なお、希望があれば開票の立会いを認めている。

組合

- なぜ、一般社員から選挙事務を募らないのか。
- 選挙事務への選出方法に基準はあるのか。
- 選挙事務は業務でなくてもできるのでは。
- 投票の立会いはできるか。
- WEB 投票の開票結果について、全候補者の得票数が明らかにされていない。

会社

- 退職者への周知と個人情報、投票の秘匿性の観点から会社が実施する考えがある。
- 各箇所の特情に応じて行っている。
- 業務に起因するため、労働時間で取り扱う。
- 誰も見れる場所で行うように指導している。投票の立会いの考えはない。
- 具体的に職場がわかれば指導する。

一部職場では、不適切発言を行なった管理者が、選挙事務に選出されている！ 公平・公正の観点から選挙事務から外すことを求める！

3. 職制を利用した属人への投票の要請や周知を行わないこと。また、社員が萎縮・不安の原因となっているWebでの投票は行わず投票用紙での投票とすること。

回答:過半数代表者選出に関する手続きは、労働基準法施行規則第6条の2に基づき行っている。

組合

- 投票要請や特定の社員を集めた昼食会で選挙の周知がされている。公平・公正に行うこと。
- 不正があった場合はどうするのか。
- WEB 投票は秘匿性が確保されないため、紙による投票をすること。
- WEB 投票のシステムは何を使っているのか。
- 自分のアカウントで PC に入るため、自分の名前が記載された投票用紙で投票するのと同じ扱いである。

会社

- 労基法施行規則に基づき、厳正に行うように注意・指導している。
- 事象を把握した上で、選挙のやり直しを検討する。
- 投票の形式は各職場で判断となり、紙による投票もある。支社が決めるものではない。
- Joi-tab 上のシステムである。
- 勤労で集計作業をするが、開票結果しか分からない。システム上、不正は行えない。

WEB 投票ではなく、透明性のある「紙」での投票がベストだ！ 職場から公平・公正な選挙を実施させよう！